

令和4年度第1回宮城県企業局経営審査委員会 議事録

(1) 日時 令和4年8月24日(水) 午後2時～午後4時

(2) 場所 宮城県仙南・仙塩広域水道事務所 3階大会議室

(3) 出席委員 10名

(4) 出席者(敬称略)

〔委員長〕

田邊 信之 一般社団法人不動産証券化協会 フェロー(前宮城大学教授)

〔副委員長〕

佐野 大輔 東北大学大学院工学研究科 教授

〔委員〕

今井 滋 日本水道協会水道技術総合研究所 主席研究員

内田 美穂 東北工業大学工学部環境応用化学科 教授

小野寺 友宏 弁護士

菊池 修一 仙台市水道局 次長

熊谷 裕樹 大崎市上下水道部 部長

橋本 潤子 公認会計士

細川 顕仁 日本下水道事業団 理事

増田 聡 東北大学大学院経済学研究科 教授

〔運営権者〕

中村 英二 株式会社みずむすびマネジメントみやぎ 代表取締役社長

安東 武智 (同) 代表取締役副社長

酒井 雅史 (同) 取締役会長

守屋 由介 (同) 取締役経営管理部長

清野 昌晴 (同) 技術企画部長

井家上 孝 (同) 工務部長

鹿間 光明 (同) 施設管理部長

武藤 直樹 (同) 施設管理部上工水Gr長

糟谷 淳二 (同) 施設管理部下水Gr長

〔宮城県企業局〕

佐藤 達也 公営企業管理者

〔事務局〕

大沼 伸 企業局水道経営課 課長
臼井 徹 (同) 水道経営管理専門監
高橋 堅 (同) 局副参事兼総括課長補佐
千葉 隆浩 (同) 局技術副参事兼総括課長補佐
長山 恒紀 (同) 技術主幹 (班長)

(5) 議事録 (要旨)

1 開会

経営審査委員会を開催することについて事務局から確認がなされた。

2 あいさつ

佐藤公営企業管理者、熊谷委員、中村代表取締役社長より挨拶があった。

3 委員会の運営について

(凡例：●委員，○：事務局，◇：運営権者)

●田邊委員長

本日の委員会は参考資料として配付している諮問書のとおり、令和4年度におけるみやぎ型管理運営方式の運営状況並びに運営権者及び県によるモニタリングの適正性について調査審議を行うものである。

本日は委員会の開催に先立ち、浄水場の運転管理状況の視察を行ったことから、水道事業の見識が深まったものと考えており、今後の審議の参考としていただければと思う。

諮問に対する答申としては、令和4年度一年間の業務を終え、年間業務報告及びモニタリング結果報告を受けた後に、当委員会としての報告書をまとめ公営企業管理者にお渡しする想定である。これより議事に入る。前回の委員会において承認した運営要領の改訂に関して質問のあった「利害関係のある事案」の取扱いと「委員の守秘義務」について、事務局から説明願う。

(1) 利害関係及び守秘義務に係る運用

○臼井水道経営管理専門監

(資料 1 により説明)

●田邊委員長

ただいま説明のあった「利害関係及び守秘義務に係る運用」について質問等あればお示し願う。

(質問なし)

●田邊委員長

専門的な立場から、小野寺委員にご意見を伺いたい。

●小野寺委員

利害関係のある事案の例としてあげられている 2 点について、適切なものであると考える。また、利害関係に該当する可能性がある場合の手順について、いずれも相当な手続きであると考える。内容について異論はない。

●田邊委員長

それでは、他に質問等あればお示し願う。

(質問なし)

●田邊委員長

今回示された事例は、考え方を示されたものである。こうした発想を持ちながら、利害関係にあたる可能性がある場合には、適切な手続きを踏むようお願いする。守秘義務についても、特段意見や質問がないため、事務局の説明のとおりとする。

なお、利害関係については、様々なパターンが考えられるため、運営要領の改正ではなく、議事録に残す形が適切かと考えるが、事務局としてどうか。

○臼井水道経営管理専門監

そのとおりでお願いします。

●田邊委員長

それでは、そのとおり決定する。

4 報告

(1) 事業の運営状況

●田邊委員長

それでは報告に入る。報告(1)事業の運営状況について、株式会社みずむすびマネジメントみやぎ(以下、「MMM」という。)より報告願う。

◇守屋取締役

経営管理部長の守屋より、第一四半期の事業運営状況について報告する。本日の報告内容は、維持管理、改築、経営の主要3業務について、特に維持管理の部分を中心に報告する。

(資料2により説明)

◇中村社長

最も重要な施設の運転、水質管理については滞りなく行うことができていると考える。3月に地震、7月に大雨と大きな自然災害があったが、県と連携し、災害への備えをしっかりと行っていく。

●田邊委員長

それでは、今報告のあった「事業の運営状況」について、質問等あればお示し願う。

●今井委員

セヶ宿ダムでは選択取水ができるという説明があったが、これはMMMが行うものなのか。

◇武藤施設管理部上工水 Gr 長

当社が状況を確認し、県と協議の上で操作している。

●今井委員

第一四半期において、選択取水施設を操作して取水口の位置を変えたということはあったか。水質が安定していて変えることがなかったか。

◇武藤施設管理部上工水 Gr 長

確認した上で回答したい。※後日「追加資料1」により報告

●今井委員

本日の視察で活性炭注入施設があると説明があった。原水の水質が変動（カビ臭の発生等）する可能性があるためかと思うが、原水の検査は行われているか。

◇武藤施設管理部上工水 Gr 長

カビ臭の検査を実施している。カビ臭が発生したときのために活性炭を注入できるよう準備をしているが、これまでに使用したことはない。

○大沼課長

県の方で補足したい。七ヶ宿ダムでは選択取水ができ、仙南・仙塩広域水道で活性炭を注入した実績は過去にもほとんどない。一方、大崎広域水道では河川からの取水であるため、活性炭を注入した実績がある。

●田邊委員長

保留となった質問については、事務局を通して回答いただくということよろしいか。

○大沼課長

確認して回答する。おそらく季節に応じて（水位等が）変動するため、状況に合わせて変えているかと思う。

●菊池委員

活性炭注入の実績はほとんどないとの説明があったが、平成26年頃に活性炭注入の実績があり、七ヶ宿ダムの水質は安定しているため、以降使っていないと思うが、活性炭は劣化するものであり、活性炭等薬品類はどのように管理されているか。

○大沼課長

運営権者はまだ活性炭を使用していないため県で回答する。（平成26年度に）一度活性炭を注入した実績はあるが、それはカビ臭以外の対応を目的として実施した。なお、みやぎ型開始以前において、県では定期的に活性炭の入れ替えを行っていた。

●菊池委員

浄水処理に使用する薬品は認証品を使用していると思うが、独自に薬品の検査は行っているか。

◇武藤施設管理部上工水 Gr 長

薬品会社との契約前に薬品の材質・内容の確認をして発注している。

●菊池委員

独自には検査していないということで理解した。

前回の委員会において、施設の保守点検の頻度と箇所について、従前の業者と変わりはないかと質問をしたところ、従前の業者から引き継いで実施すると回答をもらっていた。資料2の14ページに記載の保守点検については、同じ箇所・頻度で行っているという理解で良いか。

◇鹿間施設管理部長

定期点検の頻度については、前受託者が行っていた頻度を継続して年間事業計画を立てており、計画に沿った月間の管理を行っている。

●菊池委員

お願いになるが、様々な媒体で広報等の情報発信を行っていることは理解したが、未だ一部の県民から不安の声やお問い合わせがある状況であり、水質や災害対応、料金等について、県民の関心が高いことから、より一層県民に寄り添った情報発信の強化に努めていただきたい。

●田邊委員長

活性炭の入れ替えについて、MMMから回答されていないがどうか。

◇鹿間施設管理部長

今後定期的に活性炭の劣化調査をし、適切な時期に交換をしていく。

●細川委員

資料2の15ページで、主な緊急点検について、消化ガス管にピンホールが発生し応急処置を行っているが、健全度調査計画にはこういった管類も含まれているのか。こうした突発的な事象を受けて、新たに対策したことはあるか。また、今後も発生していく見込みはどうか。

◇鹿間施設管理部長

腐食によるピンホール発生に対して、応急処置に必要な部品の納入には時間がかかるため、今回の事象を受けて予備品を準備している。

なお、こうしたピンホールについては、前受託者時代からもよく発生しており、今回と同様の緊急補修方法の引き継ぎを受けていた。

●細川委員

こうした事後保全的な対応はいつまでやるのか。抜本的な更新を行うなどの予定はないか。

◇井家上工務部長

今年度健全度調査を行う中で発見されたものは、第二料金期間内に早期に対応したいと考えている。配管類に関しても調査する予定であるが、地中部等は調査できない。

●細川委員

前受託者から応急措置が必要と引き継がれているのであるから、適切な時期に健全度の評価を行うようお願いする。

●内田委員

引き継ぎの際に、水質管理に関する細かいノウハウ等の引き継ぎはあったのか。仙南・仙塩での残留塩素の調整に試行錯誤をしていると説明があったが、ノウハウの引き継ぎが不十分だったと考えるがどうか。または、要求水準が厳しくなったために試行錯誤をしているのか。

◇安東副社長

前受託者から引継ぎ期間中における水質管理・分析についての情報はしっかり引き継いでいる。年度や季節により、原水の水質や気象条件等は変わることから、そうした変動に対応できるよう、経験を蓄積し、技術的な検討を重ねているという意味での試行錯誤であるのご理解いただきたい。

○大沼課長

運営権者は要求水準で求める水質基準よりも厳しい管理目標値を設定し、水質管理を行っていることをご理解いただきたい。

●橋本委員

下水の流入水において、BODが県基準を超過する日があったにも関わらず、県への報告が漏れていた件について、認識の漏れがあったという説明があったが、担当者レベルで漏れていたのか、又は組織レベルで漏れていたのか。いずれにせよ、組織として確認できる体制をとっていただきたい。

◇糟谷施設管理部下水Gr長

担当者含め管理者側でも認識が漏れていた。放流水を注視し、流入水への意識が不足していたと考えている。社内教育を行い、担当者はもちろん、組織として改善を行っている。

●佐野委員

仙塩工水の油流入事故について、自治体から原因者に対する再発防止等の指導等が行われているのか。

○大沼課長

取水している川の上流において、事業所からの燃料油の流出が原因であった。その都度（河川又は下水道管理者により）指導が行われていると思うが、同様の事故はこれまでも何度か起きているのが実情。我々としては原因者への指導というよりも、河川管理者や道路管理者等関係者との連携が重要であると考えており、（油が）入ってきた場合の連絡体制や、速やかにオイルフェンスを張る等の現場対応や体制作りが重要だと考えている。

●佐野委員

仙塩浄化センターでのバイパス放流について、抜本的な対応には関連市町の協力を得た、上流管路の雨天時浸入水低減が必要との説明があるが、具体的に行動していることはあるか。

○大沼課長

マニュアルの一部見直しを検討している。前もってポンプ場を動かして管渠内を空にし、管内に貯留できる容量を早めに確保することや、通常時は運転していない処理系統を早めに稼働させることなど、マニュアルの見直しを図っていく。

県が担当する管路については、阿武隈下流流域など不明水が多い幹線もあるため、計画的な更新により浸入水を減少させる取組を進めている。

●佐野委員

消化ガスのリークに関して、脱硫設備の周辺では同様の故障は多く発生するが、カーボンニュートラルの観点から、課題があるからと言って消化ガスの有効活用をやめてしまうとはならないだろう。ピンホール発生箇所等を事前に予測する等、重点的な管理をお願いしたい。

●増田委員

3月の地震で教訓になったこと、その後新たに検討しなければいけないことはあるか。また、情報公開について、公表している数値等のデータについてPDF化される前のデー

タを公開する予定はあるか。

◇守屋取締役

3月の地震は事業開始前ではあったが、丁度前日に内部的に訓練を実施しており、BCPの重要性を再認識した。BCPは大きな災害に対してだけでなく、日々起こりうる小さなトラブルへの対応も含めて、起きている事象に対応できるよう日々見直しを行い、改善していくことが重要であると認識している。現在、7月の大雨対応等を踏まえてBCPを見直そうとしているが、最終的には県とも調整の上、BCP、危機管理マニュアルの改訂を行なう予定である。

情報公開については、提案の段階でデータの二次利用の推進を掲げたところもあり、オープンデータの考え方を取り入れていくことを想定している。今後、公開可能なデータはCSV等で提供できるようにしていきたいと考えている。

●小野寺委員

22ページの情報発信について教えて欲しい。MMMホームページで公表されている水質データに関して、工業用水は毎日更新だが、上水道は月単位の公表となっている。この違いは何か教えていただきたい。

◇守屋取締役

工業用水については、ユーザー企業から毎日の水質データの提供を求められているため、追加的に公表したものである。上水道は要求水準に沿って従前と変わらない頻度で公表している。

●小野寺委員

上水道に関しては毎日の水質データの公開をするよう、市民から要望等は出ていないのか。

◇守屋取締役

当社に対して、これまでそのような要望はない。

○大沼課長

県の方で補足させていただく。上水道の水質検査については、水道法で定められている項目の多くは月に1回程度、第三者機関で検査しているため、毎日の更新はしていない。

●熊谷委員

危機管理体制について、すでに回答いただいた感はあるが、災害対応として初動が重要

であるから、県や関係機関と連携の上、危機管理マニュアルや体制の整備をお願いしたい。何か関連するものがあれば回答願う。

また、19ページの中で環境負荷低減やSDGsの目標が掲げられているが、現時点で予定している取組があれば教えていただきたい。

◇安東副社長

危機管理マニュアルは今年3月時点で県に提出しているところだが、4月の事業開始以降の気づきも多々あるため、今年度中のマニュアル改訂に向け動いている。

◇守屋取締役

現時点で発注した、もしくは第一料金期間中に発注予定にある工事内容において、目立った環境負荷低減効果が期待できる工事内容は無く、この第一料金期間中はあまり予定していないが、任意事業で再生可能エネルギーの導入検討を平行して進めている。

●熊谷委員

私どもでもSDGsの取組や再生エネルギーの利活用については関心が高いため、参考にしたいと思っている。今後も情報提供いただけるとありがたい。

●田邊委員長

21ページの財務数値について、当初の年度計画に比べると、売り上げは概ね予定通りのようであるが、利益が多めに出ているように見える。この要因を教えていただきたい。

◇守屋取締役

年度を終えた時点で、今回の（四半期の）数値を単純に四倍した利益が見込まれるとは考えていない。固定費の削減より、今のところ利益があるように見えているが、不測の事態に備えた予備費を積んでいるといったことや、下半期には業務改善のための投資も検討しているため、現状の利益水準のまま年度末を迎えられるとは思っていない

●田邊委員長

みずむすびサービスみやぎについても同様のことがいえるのか。

◇守屋取締役

みずむすびサービスみやぎについては、第2四半期以降外部発注する業務が増えるため、現在報告している数値（利益）の4倍には間違いなくなると想定している。

(2) 県によるモニタリングの状況

●田邊委員長

それでは、報告(2)県によるモニタリングの状況に移る。事務局より報告願う。

○千葉局技術副参事

(資料3により説明)

●田邊委員長

それでは、今説明いただいた内容について、ご質問等あればお示し願う。

●橋本委員

事業開始後、県職員の人員数等の体制の変更はあったか。あったとすればどういう点か。

○大沼課長

モニタリングの体制は4月から新たに構築したもの。日々の打合せや毎月の打合せなどは従前から変わっていない。県側の人数は変わっていない。

●橋本委員

特に技術系職員について、継続担当年数はどのようになっているか。行政職では3年程度で異動すると聞くがどうか。技術職員のノウハウの蓄積、引き継ぎ体制は適切に行われているのか。

○大沼課長

我々企業局においても知事部局同様に2～3年での異動となるが、一度に全員が変わることはなく、適切に引き継ぎが行われている。また、設備系職員の異動先はある程度限定されており、企業局には定期的に回ってくる。

●佐野委員

5ページ目の「悪質排水」という言葉は質の悪い下水という意味であり、意図的に何か悪いものが流入したという状況ではないと考えてよいか。この言葉は設計図書等でも使われている言葉か。

○大沼課長

国交省の各種マニュアルでは使われているが、我々の設計図書に記載があるかは確認する。

悪質な汚水が流入した場合に、県は報告を受けて流域市町村と連携して排出先を探るなどの調査を行う場合がある。

●菊池委員

お願いがありまして、モニタリング結果の報告に関して、公営企業の設置等に関する条例第17条で、運営権者は水道法、工業用水道事業法、下水道法の規定を遵守し、適正な運営等を行わなければならないとされているため、法令の遵守状況を確認する必要があります。どの法令に基づいて、どのようなことを行って、どのような実績があつて、その評価がどうだったのか、一連のつながりが分かるような、網羅性、一覧性のある分かりやすい資料を作っていただきたい。

○大沼課長

検討する。

(3) 運営権者収受額の臨時改定

●田邊委員長

それでは、報告(3) 運営権者収受額の臨時改定に移る。事務局より報告願う。

○大沼課長

(資料4により説明)

●田邊委員長

それでは、今説明いただいた内容について、ご質問を教示願う。

●橋本委員

臨時改定の実際の計算過程が具体的に分かるような資料をいただきたい。

○大沼課長

対応させていただく。※後日「追加資料2」により報告

●増田委員

算出された物価変動比率が、4パーセントか5パーセントを超えた段階で次の価格帯になる、階段状に上がるという理解で良いか。

○大沼課長

4パーセントまでは改定せず、運営権者が負担する形となる。4パーセントを超えた分、例えば5パーセントであれば5引く4の1パーセント分を県が負担する。よって階段状ではなく、4パーセントを超えた分は徐々に上がっていく。

●増田委員

一旦改定した後は、次は改訂後の金額を基準として計算するのか。

○大沼課長

改訂後も、当初提案された運営権者収受額を基準として計算する。

5 その他

●田邊委員長

それでは、次第5のその他に移る。事務局より何かあるか。

○大沼課長

特になし。

●田邊委員長

それでは、以上で報告を終了し、進行を事務局へお返しする。

6 閉会

第1回経営審査委員会を閉会することについて、事務局から報告がなされた。